

**JWWA B 140 : 2007** (水道用ステンレス製ボール止水栓) は、平成 21 年 2 月 24 日付、平成 22 年 2 月 26 日付、平成 23 年 3 月 30 日付及び平成 26 年 3 月 25 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。(全 2 ページ) なお、これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 21 年 2 月 24 日付一部改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																										
11	<p align="center"><b>表 A.2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L</td> <td>5 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	5 以下	<p align="center"><b>表 A.2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L</td> <td><u>3</u>以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	<u>3</u> 以下	3 か所 いずれも																		
項目	基準																												
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	5 以下																												
項目	基準																												
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	<u>3</u> 以下																												
12	<p align="center"><b>表 A.3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1-ジクロロエチレン</u> mg/L</td> <td><u>0.02</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		<u>1,1-ジクロロエチレン</u> mg/L	<u>0.02</u> 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.04 以下	略		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	5 以下	略		<p align="center"><b>表 A.3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u> mg/L</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L</td> <td><u>3</u>以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u> mg/L	0.04 以下	略		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	<u>3</u> 以下	略		1,1-ジクロロエチレン を削除
項目	基準																												
略																													
<u>1,1-ジクロロエチレン</u> mg/L	<u>0.02</u> 以下																												
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.04 以下																												
略																													
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	5 以下																												
略																													
項目	基準																												
略																													
シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u> mg/L	0.04 以下																												
略																													
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] mg/L	<u>3</u> 以下																												
略																													

平成 22 年 2 月 26 日付一部改正 (平成 22 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																		
12	<p align="center"><b>表 A.3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>カドミウムの量に関して、 0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L</td> <td><u>0.006</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して、 0.01 以下	略		<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.006</u> 以下	略		<p align="center"><b>表 A.3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>カドミウムの量に関して、 <u>0.003</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して、 <u>0.003</u> 以下	略		略		1,1,2-トリクロロエタン を削除
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して、 0.01 以下																				
略																					
<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.006</u> 以下																				
略																					
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して、 <u>0.003</u> 以下																				
略																					
略																					

平成 23 年 3 月 30 日付一部改正（平成 23 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考																
12	<p align="center"><b>附属書 A.3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン	mg/L 0.03 以下	略		<p align="center"><b>附属書 A.3</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L <u>0.01 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン	mg/L <u>0.01 以下</u>	略		
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン	mg/L 0.03 以下																		
略																			
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン	mg/L <u>0.01 以下</u>																		
略																			

平成 26 年 3 月 25 日付一部改正（平成 26 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考												
11	<p><b>A.1 浸出性</b> 栓の浸出性は、<b>表 A.1</b>、<b>表 A.2</b> 及び<b>表 A.3</b> による。ただし、…</p>	<p><b>A.1 浸出性</b> 栓の浸出性は、<b>表 A.1</b>、<b>表 A.2</b> 及び給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）による。ただし、…</p>													
11	<p align="center"><b>表 A.2－栓の浸出性－材質別</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の材料</td> <td>その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、<b>表 A.3</b> の基準を満足しなければならない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水道水と接触する材料	項目	基準	その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <b>表 A.3</b> の基準を満足しなければならない。		<p align="center"><b>表 A.2－栓の浸出性－材質別</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の材料</td> <td>その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、<u>給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）</u>を満足しなければならない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水道水と接触する材料	項目	基準	その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）</u> を満足しなければならない。		
水道水と接触する材料	項目	基準													
その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <b>表 A.3</b> の基準を満足しなければならない。														
水道水と接触する材料	項目	基準													
その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）</u> を満足しなければならない。														
12	<p align="center"><b>表 A.3－栓の浸出性－選択項目</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位 mg/L</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>カドミウム及びその化合物</u></td> <td><u>カドミウムの量に関して、0.003 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>1,3-ブタジエン</u></td> <td><u>0.001 以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位 mg/L		項目	基準	<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>カドミウムの量に関して、0.003 以下</u>	略	略	<u>1,3-ブタジエン</u>	<u>0.001 以下</u>		表 A.3 を全削除		
単位 mg/L															
項目	基準														
<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>カドミウムの量に関して、0.003 以下</u>														
略	略														
<u>1,3-ブタジエン</u>	<u>0.001 以下</u>														